

しづおか防犯まちづくり県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、しづおか防犯まちづくり県民会議(以下「県民会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 県民会議は、県民、地域及び事業者団体並びに行政機関等の協働による防犯まちづくりを県民運動として展開することにより、県民が安全に安心して暮らせるだけでなく、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯まちづくりの活動方針を決定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 活動の成果目標を設定し、進行管理すること。
- (3) 構成団体等による自主的防犯活動を促進、支援すること。
- (4) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、構成団体等相互の連携を強化すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 県民会議は、県民、地域及び事業者団体並びに行政機関等(以下「団体等」という。)で構成する。

2 県民会議の構成員は別表1に掲げる団体等の代表者とする。

(役 員)

第5条 県民会議に会長、会長代行及び副会長を置く。

- 2 会長は、静岡県知事とし、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代行は、静岡県警察本部長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副会長は、次の団体等の代表者とし、会長及び会長代行を補佐する。
 - (1) 静岡県自治会連合会
 - (2) 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
 - (3) 静岡県P T A連絡協議会
 - (4) 一般社団法人静岡県商工会議所連合会
 - (5) 静岡県市長会
 - (6) 静岡県町村会

(総会)

第6条 県民会議総会(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 防犯まちづくりの活動方針及び総合的な対策
- (2) 活動の成果目標及び進行管理
- (3) その他重要な事項

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 県民会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる団体等から推薦される幹事で組織する。

3 幹事会に代表幹事を置き、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 県民会議の事務局を静岡県くらしへ交通安全課及び静岡県警察本部生活安全企画課に置く。

(雜則)

第9条 この規約に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成15年10月10日から施行する。

(中略)

附 則

この改正は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年6月9日から施行する。

別表 1

しづおか防犯まちづくり県民会議構成団体等

県民・地域団体等(51団体)	
静岡県自治会連合会	NPO 法人オーク（静岡ナショナルガーディアンズ）
静岡県コミュニティづくり推進協議会	ライオンズクラブ国際協会 334-C 地区
一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会	NPO 法人静岡県防犯アドバイザー協会
静岡県消費者団体連盟	浜松医科大学
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	静岡文化芸術大学
静岡県民生委員児童委員協議会	静岡英和学院大学
静岡県保護司会連合会	静岡産業大学
一般財団法人静岡県老人クラブ連合会	東海大学静岡キャンパス
一般社団法人静岡県子ども会連合会	日本大学国際関係学部
静岡県地域活動連絡協議会	NPO 法人静岡県就労支援事業者機構
静岡県青少年育成会議	NPO 法人 Safety First 静岡
静岡県 P T A 連絡協議会	一般社団法人静岡県剣道連盟
静岡県公立高等学校 P T A 連合会	静岡県柔道協会
静岡県校長会	NPO 法人静岡パソコンサポートアクティビティ
静岡県高等学校長協会	NPO 法人イーランチ
静岡県私学協会	NPO 法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所
静岡大学	聖隸クリリストファー大学
静岡県立大学	順天堂大学保健看護学部
常葉大学	静岡福祉大学
公益社団法人静岡県防犯協会連合会	浜松学院大学
公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター	静岡理工科大学
静岡県地域安全推進員連絡協議会	公益財団法人ふじのくに未来財団
静岡県少年警察ボランティア連絡協議会	更生保護法人静岡県更生保護協会
公益財団法人静岡県国際交流協会	静岡県更生保護女性連盟
日本労働組合総連合会静岡県連合会	東都大学沼津キャンパス
認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター	
事業者団体等(52団体)	
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	静岡県防犯設備士生活安全協議会
静岡県商工会連合会	一般社団法人静岡県警備業協会
静岡県中小企業団体中央会	静岡県自動車盜難等防止協議会
一般社団法人静岡県経営者協会	日本放送協会静岡放送局
静岡県商店会連盟連合会	株式会社静岡新聞社
静岡大型店・スーパーマーケット連絡会	株式会社中日新聞東海本社
公益財団法人静岡産業振興財団	一般社団法人静岡県医師会
公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会	一般社団法人静岡県歯科医師会
静岡県農協暴力防犯対策協議会	公益社団法人静岡県薬剤師会
静岡県自転車・軽自動車商業協同組合	一般社団法人日本自動車連盟静岡支部
静岡県駐車協会	公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
静岡県石油商業組合	静岡県生コンクリート協同組合連合会
静岡県遊技業協同組合	静岡県レンタカー協会

公益社団法人静岡県観光協会	静岡県C V S 防犯協議会
商業組合静岡県タクシー協会	静岡県商工会青年部連合会
一般社団法人静岡県バス協会	一般社団法人静岡県L P ガス協会
一般社団法人静岡県トラック協会	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡県司法書士会
静岡県高速道路等防犯交通安全連絡協議会	静岡県行政書士会
一般財団法人静岡県銀行協会	静岡県社交飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人静岡県信用金庫協会	静岡県理容生活衛生同業組合
静岡中央郵便局	一般社団法人静岡県自動車整備振興会
西日本電信電話株式会社静岡支店	一般社団法人静岡県自動車会議所
一般社団法人静岡県都市開発協会	一般社団法人静岡県安全運転管理協会
公益社団法人静岡県建築士会	一般財団法人静岡県交通安全協会
一般社団法人プレハブ建築協会中部支部静岡県分会	
一般社団法人静岡県建設業協会	
行政機関(6機関)	
静岡県	
静岡県警察本部	
静岡県教育委員会	
静岡県市長会	
静岡県町村会	
静岡保護観察所	

別表2
県民会議幹事団体等

県民・地域団体等(4団体)	
静岡県自治会連合会	
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	
静岡県P T A連絡協議会	
公益社団法人静岡県防犯協会連合会	
事業者団体等(4団体)	
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	
商業組合静岡県タクシー協会	
一般社団法人静岡県都市開発協会	
一般社団法人静岡県警備業協会	
行政機関(5機関)	
静岡県	
静岡県警察本部	
静岡県教育委員会	
静岡県市長会	
静岡県町村会	